

兵庫県後期高齢者医療広域連合告示第12号

兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第26条に基づく令和2年度の情報公開制度の実施状況及び兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第41条に基づく令和2年度の個人情報保護制度の運用状況について、次のとおり公表する。

令和3年9月1日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 谷口芳紀

1 情報公開制度の実施状況（令和2年度）

(1) 公開請求の状況

(単位：件)

請求件数	処 理 状 況				
	公開	部分公開	非公開	不存在	取下げ
4	1	2	0	0	1

(2) 不服申立の状況

0件

2 個人情報保護制度の運用状況（令和2年度）

(1) 開示請求の状況及び処理状況

(単位：件)

請求件数	処 理 状 況					
	開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ	却下
46	42	3	0	0	1	0

(2) 訂正請求の状況

0件

(3) 利用停止請求の状況

0件

(4) 不服申立の状況

0件

(5) 目的外利用及び第三者提供の状況

区 分	件 数
1 法令等の定めがあるとき	32
2 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき	66
3 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない場合と認められるとき。	0
4 上記以外で、あらかじめ個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があると認めるとき。	0
5 高齢者の医療の確保に関する法律等に基づく監査及び指導等と認められるとき。	89
6 構成市町が行う住民の健康を維持増進させるための事業に関する調査研究、計画の策定、施策の立案や事業の効果の検証等に認められるとき。	6
合 計	193